

未来を担う人づくりのために

第2次 厚木市 教育振興基本計画

策定の趣旨

厚木市では、平成21年に教育振興基本計画を策定し、教育環境日本一を目指した取組を展開してきました。この間、少子高齢化、情報化、グローバル化などが一層進むとともに、人口減少、所得格差、災害からの復興、環境問題、都市と地方の二極化などの社会課題が生じています。

教育分野においても、子どもの体力の低下や貧困による教育格差、いじめ・不登校の増加、教職員の多忙化、家庭や地域の教育力向上の必要性など、様々な課題に直面しています。

こうした課題を乗り越え、全ての人が豊かな人生を送るためには、教育の果たす役割はますます重要になっています。前計画の終了に伴い、これからの時代にふさわしい教育を実現していくため、本計画を策定しました。

構成と期間

基本理念(12年間)

| 令和3年度～14年度

基本目標(12年間)

基本方針(6年間)

| 令和3年度～8年度

実施計画(3年間)

※市ホームページ参照

位置付け

教育基本法に基づき策定

第2次教育振興基本計画

↑ 整合 ↓

国の第3期
教育振興基本計画

第10次
厚木市総合計画

かながわ教育
ビジョン

厚木市の
様々な計画

基本理念 未来を担う人づくり

基本理念は、教育のあるべき姿を表すものです。
社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手を育成するため、前計画の基本理念を継承します。

基本目標 挑戦

未来を豊かに生きていくためには、子どもの頃から知識、技能、思考力、判断力、表現力などに加え、学びに向かう力を伸ばすとともに、生涯にわたって学びを重ね、高めた能力をいかし、様々なステージで活躍できる力を身に付けることが大切です。いつまでも自分自身を磨いて生きる力を高め、追い求める夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける力を育成します。

基本目標は、未来を担う人として育てていきたい力を表したものです。「挑戦」は自らのこと、「共生」は他者との関係、「創造」は社会との関わりを示し、それぞれ「自分づくり」、「仲間づくり」、「社会づくり」につながります。

基本目標 共生

誰もが社会の一員として認められる共生社会を創るためには、命や人権を大切にし、一人一人が持つ感性をいかしながら、他者を思いやり共に生きていく豊かな心を育むことが必要です。自分らしく生きていける社会づくり、さらに一人一人が大切にされ、多様性を認め合える社会づくりにつなげていく力を育成します。

基本目標 創造

持続可能な社会を創るために、今あるものをどのように良くしていくかを考え、新たな価値を人々と共有して協働しながら課題を解決していくことが求められています。そのためには、社会に多くの人々が主体的に関わるのが重要であり、社会や地域の在り方を考え、共に学び、学んだことをいかせる環境を整えるとともに、人々と力を合わせて新しい社会を創る力を育成します。

基本理念⇒ 未来を担う人づくり

3つの基本目標⇒

挑戦

共生

創造

自ら学び、鍛え、
未来を拓き、
夢や可能性に
挑み続ける
力の育成

自他の命や豊かな感性を大切にし、
多様性を認めながら共に生きて
いく力の育成

変化する社会に
自ら進んで関わり、
人々と協働して
より良い社会を
創る力の育成

8つの基本方針⇒

基本方針 1 自立につながる 「生きる力」 の育成

基本方針 2 子どもたち を育てる 支援体制の充実

基本方針 3 安全な 教育環境の 整備

基本方針 4 安心して 共に学べる 教育の推進

⇒基本方針の
詳細は裏面へ

基本方針 5 家庭・地域 ・学校の 協働の推進

基本方針 6 地域主体で 取り組む 社会教育の振興

計画を支える 「安心」と「協働」

市民生活を支える普遍的な取組であり、教育施策を実施していく上でなくてはならないものであるため、計画に位置付けました。

基本方針 7 地域文化の振興 と自主的な学び の支援

基本方針 8 スポーツ 活動 の推進

安心 誰もが安心して学び、自分の力を発揮できる環境づくりの推進

夢や目標の実現に向け、自分の力を最大限に発揮するためには、家庭や学校はもちろん、地域社会も含めた学びの場・生活の場が安心できる環境であることが大切です。教育施設の安全性・快適性の維持・確保に加え、教育機会の保障や、ありのままの自分でいられることの保障、子どもたちの学習成果の保障など、一人一人に光を当てた様々な保障や支援が必要です。

協働 家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進

厚木市では、全ての取組に「市民協働」が重要なキーワードとなっています。家庭、地域、学校が教育ビジョンや教育課題を共有し、共に知恵を出し合いながら、より一層協働して学校づくりを進めていくことが必要です。さらに、子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして様々なネットワークづくりを進めるとともに、協働した活動を通して意見を出し合い学び合う中でつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげていくことが大切です。

8つの基本方針

基本方針 1

自立につながる「生きる力」の育成

未来の担い手となるために「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。

基本方針 2

子どもたちを育てる支援体制の充実

教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。

基本方針 3

安全な教育環境の整備

地域をつくる人々と共に安全な環境づくりに取り組み、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えます。

基本方針 4

安心して共に学べる教育の推進

人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。

基本方針 5

家庭・地域・学校の協働の推進

家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。

SDGsとの関連

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における国際目標の「目標4」の考え方を全基本方針に取り入れているほか、各基本方針に関連する目標があります。



基本方針 6

地域主体で取り組む社会教育の振興

特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。

基本方針 7

地域文化の振興と自主的な学びの支援

ふるさと厚木の自然や歴史、文化に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。

基本方針 8

スポーツ活動の推進

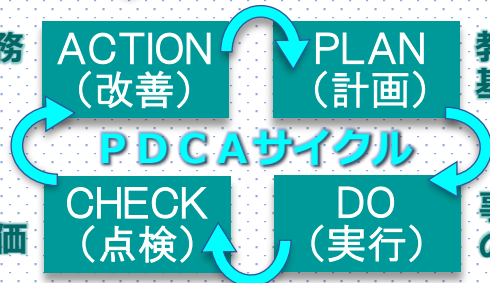
いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

進行管理

教育委員会の権限の属する事務管理、執行状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検評価を行い、必要に応じて実施事業を見直すことで、計画の一層の推進につなげます。

実施計画・事務事業の見直し

点検評価
自己点検・評価



教育振興基本計画

事務事業の実施